

# 中原区交通安全対策協議会・中原区交通安全母の会 令和6年度『春の全国交通安全運動』合同会議

## 次 第

日 時 令和6年3月27日(水) 午前10時00分開会  
会 場 中原区役所502会議室  
進 行 青山副区長

### 1 会長あいさつ

### 2 議 事

令和6年度「春の全国交通安全運動(案)」について

### 3 交通安全講話(中原警察署交通課 阿部様)

### 4 その他

#### 「春の全国交通安全運動」とは

- ◎ 4月6日(土)～4月15日(月)の10日間で実施します。
- ◎ すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

(案)

令和6年度

# 『春の全国交通安全運動』

中原区実施要綱



※昨年度の様子

中原区交通安全対策協議会  
中原区交通安全母の会

## 2 実施事項

No.1	朝の児童見守り活動①
内容	新入学児童の事故防止のため、朝の見守り活動を実施します。 ※啓発物等の配布はありません。ご興味ある方はぜひご参加ください。
日時	4月8日(月)8時00分～9時00分 集合時間：7時50分 ※雨天の場合は、6時に実施可否を判断します。下記までご連絡ください。 中原区役所危機管理担当 080-9192-6886
場所	中原小学校
集合場所	同上(下図参照)
参加	中原区交通安全対策協議会、中原警察署、中原交通安全協会、中原区役所

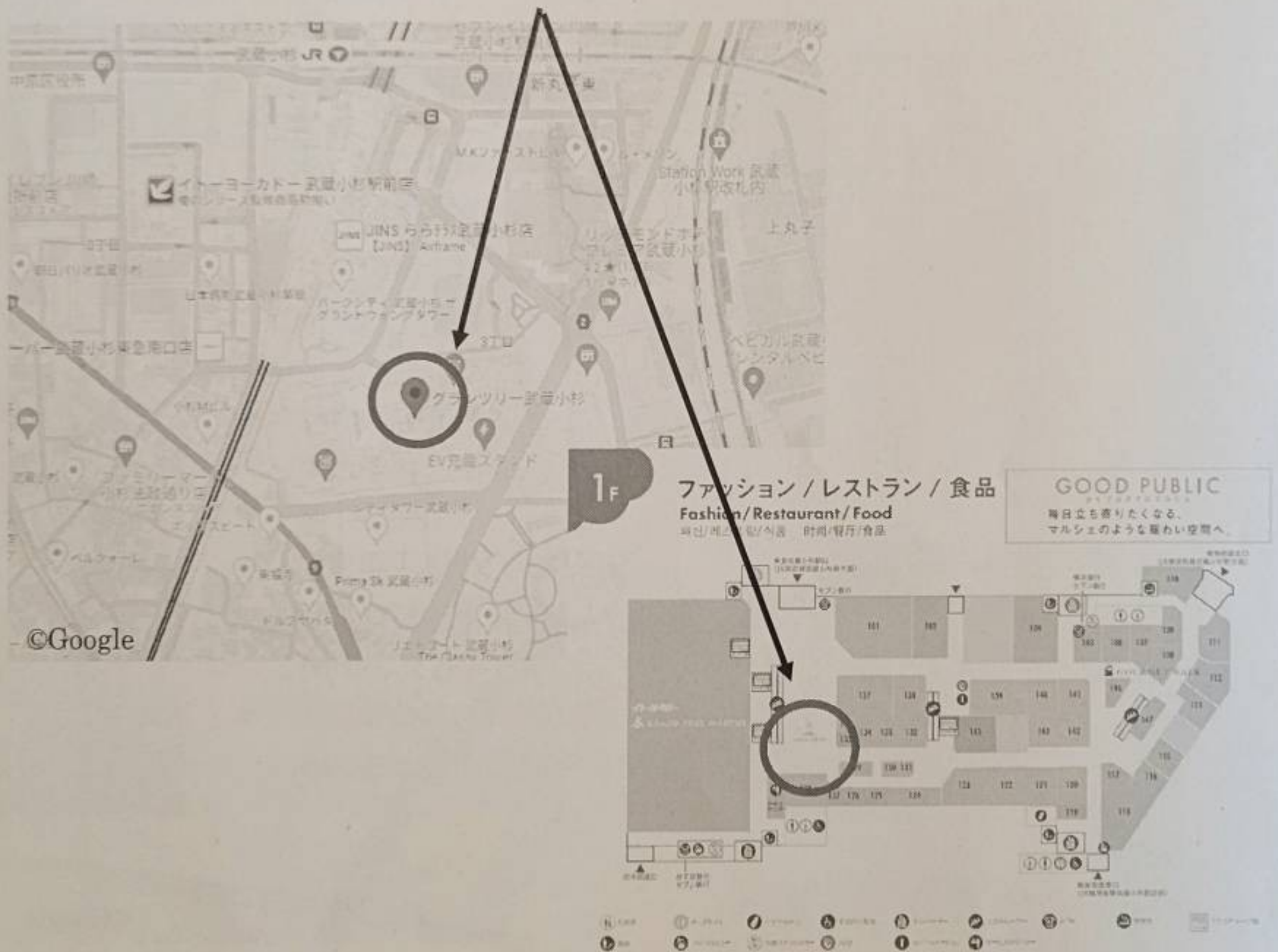


## No.2

## 一日警察署長キャンペーン【交通事故死ゼロを目指す日】

内容	吉川七瀬さんを一日警察署長としてお招きし、来場者へ交通ルールの遵守、交通マナーの向上を呼びかけします。 ※イベント参加者以外への啓発物の配布は予定していませんが、是非周りの方を誘って、観覧にお越しく下さい。
日時	4月10日(水) 14時30分～15時30分 集合時間：14時15分
場所	グランツリー武蔵小杉アクアドロップ（1階イベントスペース）
集合場所	同上(下図参照)
参加	中原区交通安全対策協議会、中原区交通安全母の会、中原警察署、中原交通安全協会、中原安全運転管理者会、中原防犯協会、中原区役所

### 集合場所



### ～母の会の皆さま～

PTAの多くの方は年度切り替えになると思いますが、母の会は6月の総会で切り替えとなります。令和5年度の方・令和6年度の方どちらの方でも参加が可能ですので、多くの方のご参加お待ちしております(参加は強制ではありません。)

No.3

### 朝の児童見守り活動②

内容	新入学児童の事故防止のため、朝の見守り活動を実施します。 ※啓発物等の配布はありません。ご興味ある方はぜひご参加ください。
日時	4月12日(金) 8時00分～9時00分 集合時間：7時50分 ※雨天の場合は、6時に実施可否を判断します。下記までご連絡ください。 中原区役所危機管理担当 080-9192-6886
場所	新城小学校
集合場所	同上(下図参照)
参加	中原区交通安全対策協議会、中原警察署、中原交通安全協会、中原区役所

### 集合場所



No.4

自転車マナーアップキャンペーン

内容

夕方の買い物時間帯に自転車の通行量の多いブレーメン通り商店街で交通安全ルールの遵守、交通マナーの向上を呼びかけます。

日時

4月15日(月) 15時00分～16時00分 集合時間：14時50分  
 ※雨天の場合は、13時に実施可否を判断します。下記までご連絡ください。  
 中原区役所危機管理担当 044-744-3162

場所

ブレーメン通り商店街

集合場所

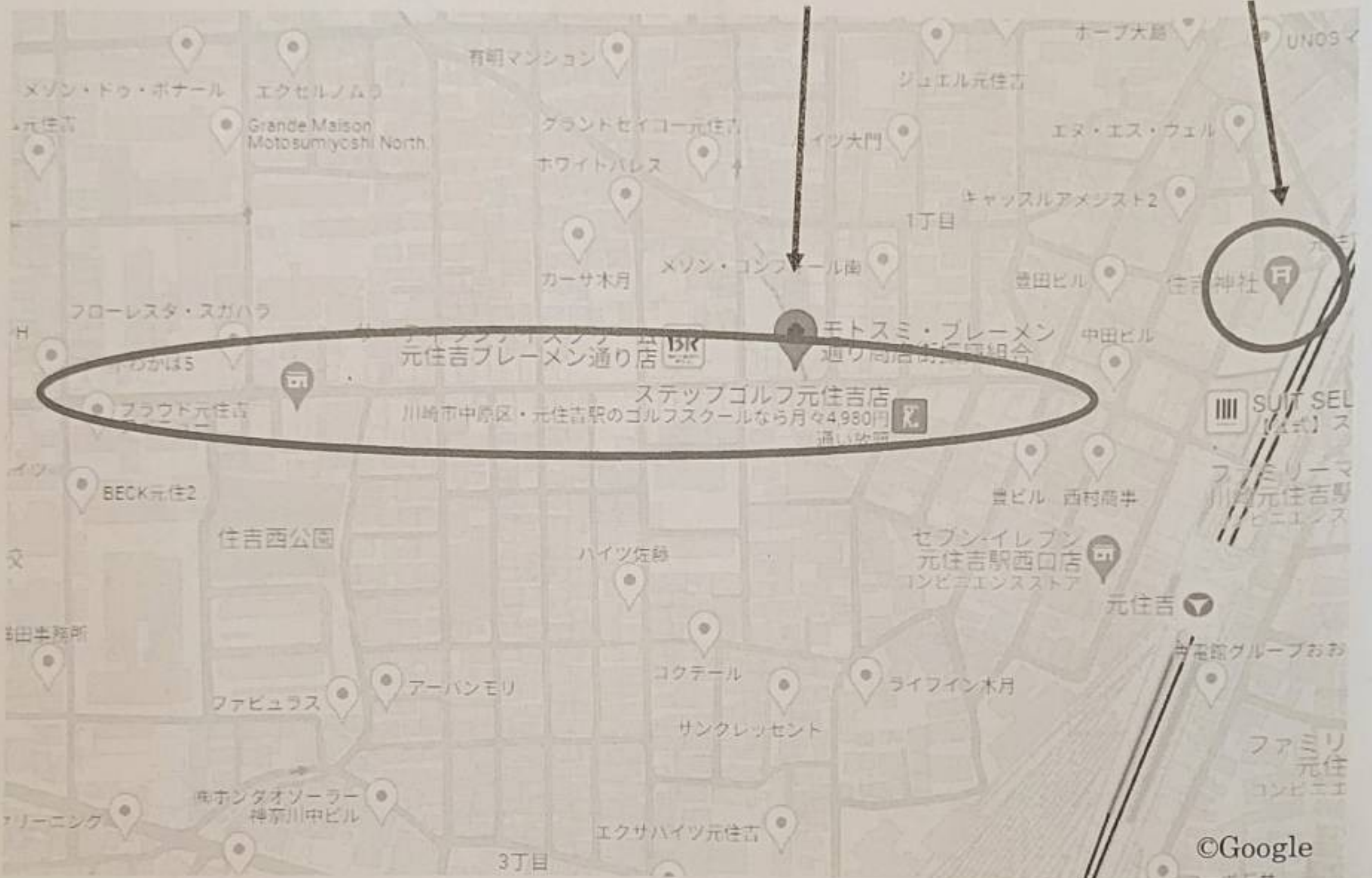
住吉神社(下図参照)

参加



中原区交通安全対策協議会、中原警察署、中原交通安全協会、中原安全運転管理者会、中原防犯協会、中原区役所

実施場所

集合場所



### 3 (参考) 令和5年度 春の全国交通運動の活動実績

事業名	日にち・場所	内容・参加団体
<p>一日警察署長 キャンペーン</p> 	<p>5月11日 グランツリー 武蔵小杉 スマイルスクエア</p>	<p>グランツリー武蔵小杉においてフィットネスアスリートの安井友梨さんを一日警察署長としてお招きし、来客者に対して、交通マナーの向上・安全運転を呼びかけた。</p> <p>【参加団体】 中原区交通安全対策協議会、中原区交通安全母の会、中原警察署、中原交通安全協会、中原防犯協会、中原区役所</p>
<p>自転車・自動車 マナーアップ キャンペーン</p> 	<p>5月12日 労災病院前交差点</p>	<p>自転車や自動車の通行量が多い綱島街道沿いで神奈川県立住吉高校の生徒と一緒に自転車・自動車のルール周知・マナーアップを実施した。</p> <p>【参加団体】 中原区交通安全対策協議会、中原警察署、中原交通安全協会、中原防犯協会、中原区役所、神奈川県立住吉高等学校</p>
<p>自転車マナーアップ キャンペーン</p>	<p>5月15日 餃子の王将 武蔵小杉店前 交差点</p>	<p>自転車の通行量の多い餃子の王将前交差点において、運転マナーの向上、安全運転を呼びかけた。</p> <p>【参加団体】 中原区交通安全対策協議会、中原警察署、中原交通安全協会、中原区役所</p>
<p>自転車・自動車・ 二輪車マナーアップ キャンペーン 【交通事故死ゼロを 目指す日】</p>	<p>5月19日 木月4丁目交差点</p>	<p>自転車・自動車・二輪車の通行量の多い木月4丁目交差点において、運転マナーの向上、安全運転を呼びかけた。</p> <p>【参加団体】 中原区交通安全対策協議会、中原警察署、中原交通安全協会、中原区役所、神奈川県自動車ディーラー交通安全対策推進協議会中原支部</p>

## 令和6年度 中原区交通安全対策協議会・母の会年間会議等 日程表

No.	日程	時間時刻	会議室	会議名	出席者
1	令和6年5月28日(火)	10時00分	507	中原区交通安全対策協議会 正副会長会議	【交対協】 会長、副会長、 会計、会計監査のみ
2	令和6年5月28日(火)	11時00分	403	中原区交通安全母の会 正副会長会議	【母の会】 会長、副会長、 会計、会計監査 R6年度役員当番校(※)
3	令和6年6月3日(月)	13時30分	502	中原区交通安全母の会総会	【母の会】 全員
4	令和6年6月11日(火)	10時00分	502	中原区交通安全対策協議会 総会	【交対協】 全員
5	令和6年6月26日(水)	<b>書面会議</b>		夏の交通事故防止運動 合同会議	
6	令和6年8月28日(水)	13時30分	502	秋の全国交通安全運動 合同役員会	【交対協】 会長、副会長、 会計、会計監査、 常任委員
7	令和6年11月27日(水) (送付予定日)	<b>書面会議</b>		年末の交通事故防止運動 合同役員会	【母の会】 全員
8	令和7年3月26日(水)	10時00分	502	春の全国交通安全運動 合同役員会	

※令和6年度の母の会新役員（副会長2名、会計監査1名）は、上丸子、宮内、大谷戸から選出予定です。

※501・502・507は中原区役所5階会議室です。403は中原区役所4階会議室です。

※夏の交通事故防止運動・年末の交通事故防止運動の合同会議については、会員の皆様の出席負担軽減等の観点から、書面開催とさせていただきます。

## 【参考】事務担当者会議（警察、中原交通安全協会、区役所のみ出席）

令和6年4月24日(水)	10時00分	夏の交通事故防止運動
令和6年7月24日(水)	10時00分	秋の全国交通安全運動
令和6年10月2日(水)	10時00分	年末の交通事故防止運動
令和7年1月8日(水)	10時00分	春の全国交通安全運動



これだけは守りたい！  
(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)

# 自転車安全利用五則

# 1

車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先



車道の左端に沿って走りましょう。



自転車が歩行者専用歩道に通行できる場合がありますが、歩行者のじゃまになるときは、一時停止しましょう。

# 2

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



# 3

夜間はライトを点灯

# 無断複製禁止



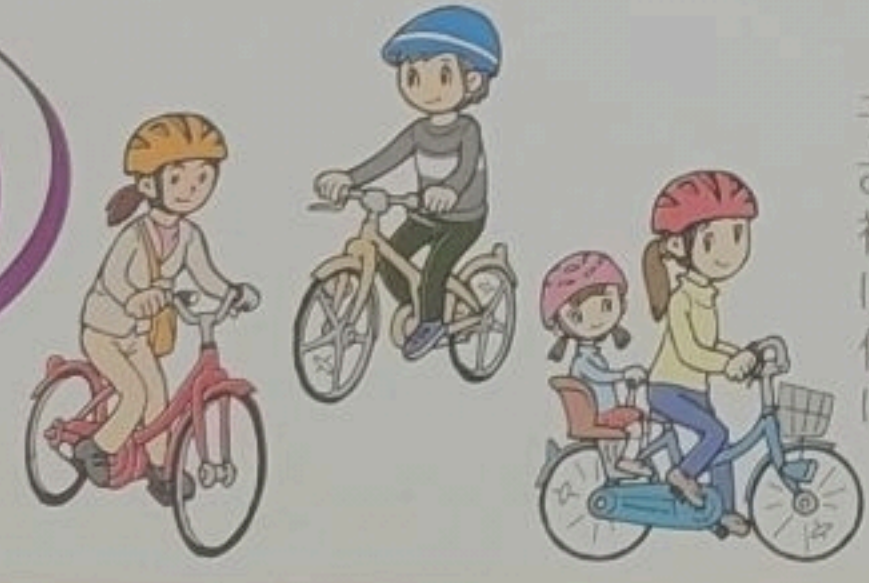
# 4

飲酒運転は禁止



# 5

ヘルメットを着用



子供に自転車を運転させるときや子供を補助いす等で自転車の同乗させるときは、保護者が着用のしつけをしましょう。



## 自転車も加害者に？

歩行者に衝突してけがを負わせるなどすると、加害責任を問われ、高額な賠償金の支払いを命じられることもあります。

相手のために、自分のために、万が一の事故に備えて保険に加入しましょう。

自転車安全整備店で自転車の点検・整備(有料)をすると貼られる「TSマーク」には、保険が付帯されます(一年間有効)。

**緑マーク**  
賠償責任補償 1億円(限度額)

**赤マーク**  
賠償責任補償 1億円(限度額)

**青マーク**  
賠償責任補償 1,000万円(限度額)

# やめまじよ

道路の

# 右側通行

自転車はクルマの仲間です!!



道路の右側を通行すると...

**罰則**  
3カ月以下の懲役  
または5万円以下の罰金

## 道路の右側にある路側帯の通行も禁止!

**罰則** 3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金

自転車で路側帯を通行するときは、道路の左側部分にある路側帯を自動車や原付と同じ方向に通行しなければなりません。

### 路側帯とは

歩道のない道路や、歩道のない側の路端寄りに、白線(道路標示)によって区画された部分をいいます。

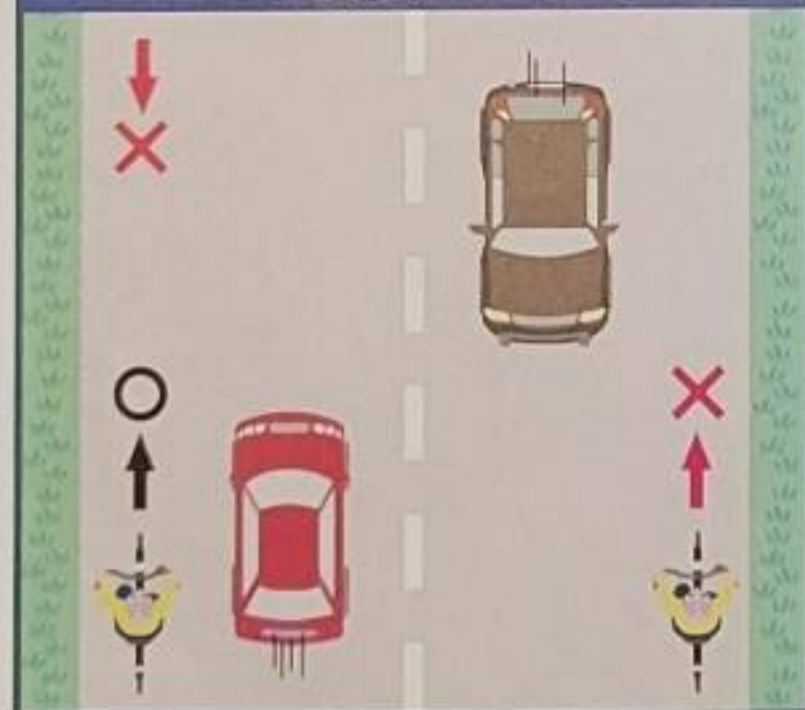
### 自転車が通行できる路側帯

一般の路側帯	駐停車禁止路側帯	歩行者用路側帯
車道	車道	車道
路側帯標示	路側帯標示	路側帯標示
路側帯	路側帯	路側帯

### 路側帯あり



### 路側帯なし



自転車の制動装置(ブレーキ)の検査拒否や命令違反には罰則も!

**罰則** 5万円以下の罰金

基準に適合したブレーキを備えていない自転車を運転していると、警察官からブレーキの検査を求められることがあります。また、ブレーキの整備など応急処置をとったり、運転の中止を命じられることがあります。



中原区交通安全対策協議会  
中原区交通安全母の会

スマホで  
注視で

# 視野極小、危険無限大

注意がそれる!  
その一瞬が交通事故に!?

携帯電話使用等(交通の危険)違反点6点  
※交通反則通告制度の対象外で刑事手続になります。

携帯電話使用等(保持)違反点3点

反則金 大型車 25,000円 普通車 18,000円  
二輪車 15,000円 原付車 12,000円

# 無断複製禁止

自転車でも加害責任を問われ、高額の賠償金の支払いを命じられることも。

周囲が見えていない!  
その一瞬が命取り!?

急に立ち止まるなどの迷惑行為をしたり、人や車の接近に気づかず衝突してしまうばかりか、命を落とす事故も起きています。

あぶないネ  
ながらスマホ……

歩行中や運転中のスマホの操作や画面注視は、危険が迫っていることに気づかなかつたり、とっさの判断が鈍り、自分ばかりか周囲の人を傷つけてしまうことさえあります。「周りの人が気を付けているだろう」と危険回避を他人任せにしている自分がいれば、周りの人も、自分同様に周囲に注意を向けていないかもしれません。被害者にも加害者にならないよう、「ながらスマホ」はやめましょう。

どうして「ながら」をするのかな...  
「今しかできない」ことなのかなあ...

# ながら 危険マホ は



ゆっくりこぐから  
大丈夫...



見えてるつもりでも、  
視野は狭くなる!



確認したい  
ことがあるんだ...

今、  
見たいんだ...



川崎市・川崎市交通安全対策協議会